

令和3年度事業計画書

I. 学術集会の開催

第73回学術講演会(榎本隆之 学術集会長)はプレコングレスを含めて2021年4月22日(木)、23日(金)、24日(土)、25日(日)の4日間、新潟市(朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター/ホテル日航新潟)で、ハイブリッド方式で開催される。一般演題(口演、ポスターセッション)、シンポジウム、特別講演、会長講演、招請講演、教育講演、生涯研修プログラム、専攻医教育プログラム、指導医講習会、International Conference、海外招聘講演等を予定している。臨時総会は学術講演会前日の4月22日(木)に開催される。

第74回学術講演会(加藤聖子 学術集会長)はプレコングレスを含めて2022年8月5日(金)、6日(土)、7日(日)の3日間、福岡市で開催される。

II. 機関誌及び図書などの刊行

令和3年の和文機関誌は第73巻として、通常号1号から12号と第73回学術講演会抄録掲載号(臨時増刊号)の計13冊を発刊する。第73回学術講演会プログラム掲載の第73巻2号ならびに抄録掲載号(臨時増刊号)を除いて毎号平均100頁を予定している。

令和3年度も機関誌が広く会員に親しまれるよう、日常診療に役立つ内容を掲載していく予定である。また、産婦人科学の重要課題について、第73巻も3・4・5号の機関誌に特集論文を掲載する。これは、時に応じ問題となっているテーマについての論文を第一線の研究者に日本語で執筆していただき会員に提示するもので、会員のために役立つと同時に機関誌を活性化するためにもなると考えている。学術講演会依頼演題(主演題)の講演要旨を8月号から順次掲載する(会長講演、特別講演、教育講演、シンポジウム並びにレビュー、生涯研修プログラム)。また、総会記事として理事会議事録を含め10月号に掲載する。

会告、報告、雑報などを通して会員に必要な情報を提供するとともに、各種委員会とも調整し、機関誌としての役割をさらに充実させていく予定である。なお、前年度に引き続き機関誌のあり方に関して、オンライン化を含めさらに検討を進める予定である。

また、英文機関誌 The Journal of Obstetrics and Gynaecology Research(JOGR)が本会ならびにAOFOGのOfficial Journalとしてより質の高いものとなり、またインパクトファクターが向上するように今後も努力する。

令和3年度は「専門医筆記試験に向けた例題と解説集 産婦人科研修の必修知識②016-2018 補遺⑥」ならびに「OC・LEPガイドライン2020版」を発刊する。

III. 各種の学術的調査研究

【専門委員会の活動】

1. 生殖・内分泌委員会

(1) 常置的事業

1. 生殖医療リスクマネジメント事業

本事業は、生殖・内分泌委員会の常置事業として以下のような業務を行っており、次年度も引き続き実施する。

- ①生殖医療に関連する諸問題点を検討し、必要に応じて適切な指針等を作成・公表する
- ②生殖医療現場で発生したリスク事項について、その内容を調査し、リスク回避の観点から適切な対応を行い、必要に応じて指針等を作成・公表する。
- ③生殖医療の適切な推進の観点から、他の関連学会との連携を行う。
- ④その他、突発的に発生した生殖補助医療に関連するリスクについて検討する。

(2) 親委員会

年に数回の全体および小委員会の会議を開催し、委員会全体での事業推進の調整を行う。年度末には、1年間の事業の総まとめとして報告書の作成をおこない、論文化が可能な事業に関しては別途論文を作成する。また理事会から種々の課題や問題に対して専門的観点から生殖・内分泌委員会への意見聴取などの依頼などがあれば委員会内で討議・意見調整してこれに答申する。

(3) 小委員会事業

1. 生殖医療リスクマネジメントシステム構築に関する小委員会

2021年度は、主として、ART施設での胚トレサビリティのシステムの構築を行うことを中心に、以下の事業を行う予定である。また、特発的な生殖医療関連の問題点の解決にあたる。

- ①凍結保存された配偶子・胚の管理基準や追跡方法に関するガイドラインの策定とシステムの構築
- ② ART施設での急な診療中断時のリスクマネジメントに関する実態調査
- ③厚生労働省、生殖医療に関連する学術団体（日本生殖医学会、日本泌尿器科学会）などとの連携

2. 本邦における血清抗ミュラー管ホルモン測定の実態調査

抗ミュラー管ホルモン(AMH)は卵巣予備能の指標として様々な面で臨床応用が進んでいる。本邦では生殖医療領域において患者自己負担の検査として普及しているが、どのような目的で測定されているか実態は不明であり、今回の調査でその実態を明らかにすることを目的とする。2021年度はAMH検査実施の有無、測定キットの種類、測定の目的、患者自己負担の有無などについてアンケート調査を行う。

3. 実態調査に基づくAUB診断フローチャートの作成に関する小委員会

これまでabnormal uterine bleeding(AUB, 異常子宮出血/不正子宮出血)について本委員会の小委員会にて定義と用語の見直しが行われてきた。今後は標準化された診断手順の作成が網羅的・効率的な鑑別診断に役立つと期待される。2021年度はこれまでの実態調査の内容を詳細に解析し、本邦におけるAUBの原因疾患の頻度、検査などを明らかにする。またAUBに関する文献についてシステマティックレビューをおこなう。

4. 生殖補助医療における技術導入の実態のための小委員会（公募小委員会）

本邦における少子高齢化の中で、現政権による少子化対策として不妊治療の保険適用が方針として示されている。その中で各医療におけるエビデンスの有無、本邦における実態の整理が必要である。本小委員会では本法におけるadd-onsを含めた生殖医療の実態を把握することを目的とする。2021年度は本学会に登録されている体外受精施行施設に体制、生殖医療、add-ons医療、資材などに対するアンケートを行う。

5. 本邦における多嚢胞性卵巣症候群の診断基準の検証に関する小委員会（公募小委員会）

本邦の多嚢胞性卵巣症候群については2007年に設定された診断基準が用いられている。設定から13年が経過し、国際的な診断基準(Rotterdam、2003年)との整合性も含めて再検討を要する部分がある。本小委員会ではLH過剰の判定について現在の測定系を踏まえて検討を行い、Rotterdam基準との整合性および関係性についても検討を行う。また、診断におけるAMHの意義や、思春期女性のPCOSの取り扱いに関しても検討を行い指針を作成するためのデータを収集する。

2. 婦人科腫瘍委員会

(1) 常置的事業

1. 婦人科悪性腫瘍のオンライン登録事業を行う。2020年患者年報を作成し公表する。
2. 婦人科悪性腫瘍登録症例のKaplan-Meier法を用いた生存解析を引き続き行う。2015年治療開始症例の治療年報を作成し公表する。

(2) 親委員会

1. 2020年度事業報告ならびに2021年度事業計画について討議する。
2. 性成熟期の女性に発症する疾患の臨床的対応の実態を引き続き調査し、産婦人科的指針の作成を行う。
3. 婦人科悪性腫瘍登録事業データベースを用いた婦人科悪性腫瘍の治療動向の推移および登録事業の課題の検証を前年度から引き続き行う。
4. 臨床研究及びデータベース利用に関して、本委員会の内規に基づいて対応を行う。
5. 本邦における子宮内膜症の癌化の頻度と予防に関する疫学研究の検討を継続して行う。
6. 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)を実施する施設の登録制度を引き続き継続し、国内における適正な手術実施を促す。

(3) 小委員会事業

1. 婦人科悪性腫瘍登録システムの運用と精度管理に関する小委員会
婦人科腫瘍登録の登録データの品質管理のために、疑義照会項目の検討や再修正の徹底をはじめとした対策を引き続き検討する。子宮頸癌の特別調査項目のデータのまとめと中間解析を行い、今後も継続するか検討を行う。腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)を実施する施設の申請受付と審査を行う。
2. CINの診断、管理、治療の実態調査に関する小委員会
厚労省によるHPVワクチン接種勧奨が再開されない中、生殖可能年齢を中心に子宮頸癌・CIN患者は依然として増加傾向にある一方、本会および産婦人科医会編の診療ガイドライン外来編では、CINの診断、管理においてHPVグルーピング検査、タイピング検査が推奨され、それによる管理、治療の方向性が示されている。そこで、本小委員会ではCINの診断、管理、治療に関する実態を把握し、診療ガイドラインの活用促進と、各施設における子宮頸癌予防を目的とするCIN診療の質指標(quality indicator: QI)に役立つデータを示すことを目標とする。
3. 婦人科悪性腫瘍に対する低侵襲手術の方向性を考える小委員会
ロボットを含む腹腔鏡手術について、腫瘍登録と連関してデータの集積と評価を行う。公募の課題「本邦における子宮体癌に対する低侵襲手術(MIS)の実態調査」はこの小委員会で管理する。
4. 婦人科癌の取扱い規約改訂に関する小委員会

2021年度は、WHO 第5版に沿って、「卵巣腫瘍・卵管癌・腹膜癌」、「子宮体癌」「子宮頸癌」取扱い規約病理編の改訂の必要性の検討及び改訂に関する委員会の設置準備、原稿作成に着手する。

3. 周産期委員会

(1) 常置的事業

1. 周産期登録事業：ウェブ登録に関する問題点を改善するとともに、本データベースを用いた臨床研究を推進する。
2. 日本小児科学会と共同して、産婦人科医による新生児診療のあり方や新生児科医の育成などの協議に関するワーキンググループを継続して行う。
3. 周産期の未承認医薬品等を継続して検討する。また、周産期と関連する重要事項（遺伝・生殖・感染・妊娠中の禁忌医薬品）とこれまでの周産期疾患の基準や管理を小委員会で検討する。

(2) 親委員会

2020年度の事業報告ならびに2021年度事業計画について、全体会議等を開催の上討議し、小委員会毎の討議を行い、事業運営について検討する。

(3) 小委員会事業

1. 周産期データのウェブ登録推進等の検討に関する小委員会
ウェブ登録に関する問題点を改善するとともに、本データベースを用いた臨床研究を推進する。
2. 周産期における遺伝に関する小委員会
科学技術の進歩に伴って変化する出生前検査のあり方について継続的に議論し、本学会の「出生前検査に関する見解」等に関する意見を倫理委員会などに提案するための基礎資料を作成する。
3. 周産期と生殖に関する小委員会
周産期医学の視点より生殖医学や女性医学との関連について検討する。
4. 周産期における感染に関する小委員会
新型コロナウイルス感染症拡大下の妊婦に対する適切な支援体制構築に資する目的でわが国のレジストリ研究を進め、見解を示す。
5. 妊娠中の禁忌医薬品等の検討に関する小委員会
周産期領域でいわゆる禁忌医薬品のうち、妊娠中に使用してもよいと考えられる医薬品の調査・検討を行う。
6. これまでの基準や疾患管理を見直す小委員会
 - ①産科DIC基準の再考：現在の“産科DICスコア”は30年が経過しており、現在の産科DIC管理と若干の齟齬が生じており、根拠に基づいた産科DIC基準の改定を行う。
 - ②経腹的子宮頸管縫縮術の再考：経腔的頸管縫縮術が困難症例に対する経腹的（腹腔鏡下含む）頸管縫縮術が施行されるが、本邦における有効性や安全に関する検討を行う。
 - ③多胎妊娠の至適管理法に関する再考：胎児数および膜性診断に即した至適管理体制の確立を目的とし、多胎妊娠の周産期合併症の予防・予知ならびに早期介入による母児の予

後改善を目指す。

- ④妊娠前半期の妊娠糖尿の再考：妊娠初期の診断基準は根拠に欠けることを受け、前半期の診断基準に関し、根拠に基づく基準策定に関する見解を示す。

4. 女性ヘルスケア委員会

(1) 常置的事業

1. 女性の生涯にわたる健康と QOL の向上を図るため、各世代の諸問題に対応できる女性ヘルスケア医療体制を構築する。
2. 日本における更年期障害治療の実態を調査・把握しエビデンスに基づいた治療法を構築する。

(2) 親委員会

各小委員会内で検討し設定した事業計画について進捗状況を把握し、活動の内容や今後の方針などを検討する。女性ヘルスケア関連領域に関する問題や問い合わせに対して可及的に対応する。

(3) 小委員会事業

1. 有効なプレコンセプションケアのあり方に関する小委員会
プレコンセプションケアの具体的対象となる疾患としてまず乳がんに着目し、妊産婦との関連（妊娠中、産褥期の発症、発見）における実態を把握するためのアンケート調査を行う。
2. 性分化疾患の手術に関する実態調査に関する小委員会
性分化疾患の治療に関与する可能性のある産婦人科医、泌尿器科医、小児内分泌医、小児外科医、形成外科医などを対象に、手術療法を必要とする性分化疾患の実態調査を行う。
3. 月経前症候群・月経前不快気分障害に対する診断・治療実態調査小委員会
今後の PMS/PMDD に対する適切な診断・治療の普及を考えていく上での基礎資料収集のため、我が国における PMS/PMDD に対する診断・治療実態について、アンケート調査を実施する。
4. 産婦人科における摂食障害患者への対応の調査に関する小委員会
日本国内の周産期登録施設および体外受精・胚移植に関する登録施設に対してアンケートを送付し、摂食障害患者の対応経験、対応基準の有無などについての実態調査を行う。
5. 産婦人科領域における薬剤耐性菌に対する認知度と耐性菌による感染症発生動向調査に関する小委員会
薬剤耐性菌に関する認識、また産婦人科領域における薬剤耐性菌に起因した重症感染症（骨盤内炎症性疾患、尿路感染症、周術期感染症など）の実態を調査する
6. 月経困難症診療の変化の調査と啓発活動に関する小委員会
『婦人科特定疾患治療管理料』導入による会員の意識および月経困難症に対する診断治療の変化を継続的に調査する。さらに本会会員向けの新たなコンテンツを作成し、情報提供を継続する。学生や社会人など一般向けにもコンテンツを作成し、講演や各種メディアを通じて啓発活動を行う。

IV. 産婦人科専門医の認定及び研修

2021年度の産婦人科専門医認定審査は、研修記録や症例レポートなどの書類による一次審査と、筆記試験と面接試験からなる二次審査によって行う。

また、従来と同様に更新審査の実施とともに、産婦人科専攻医の研修の充実、日本産婦人科医学会との協力のもとに本制度における生涯研修事業を検討し、さらに事業内容の充実により本制度のより円滑な運営を図る。

1. 委員会の構成と開催

委員会内に専門医委員会、研修委員会を置く。2021年度の認定二次審査（面接試験）の準備、運営のための「試験実行委員会」を置く。

全体委員会を4回、全国地方委員長会議を1回、専門医・研修両委員会を各3回開催する予定である。

2. 事業

主として以下の事業を行う。

- (1) 学会専門医再認定の認定・登録
- (2) 日本専門医機構への協力
 - a. 機構専門医認定・更新審査
 - b. 専門研修プログラム審査（プログラム審査、基幹施設・連携施設適合確認審査および更新審査）
 - c. 産婦人科研修管理システムのシステム改修・整備
- (3) 生涯研修
 - a. 学術講演会におけるe医学会カードでの単位管理
 - b. 新専門医制度における研修会参加単位・講習単位の調査
 - c. 生涯研修のあり方の検討
 - d. WEBを利用したeラーニング、eテストの継続
- (4) 産婦人科専攻医の研修
 - a. 2021年度産婦人科専攻医の登録
 - b. 産婦人科専攻医の研修の充実
 - c. 産婦人科専攻医の研修のあり方の検討
- (5) 指導医制度
 - a. 指導医講習会の開催
 - b. 指導医の認定・登録（新規・更新・再認定）
- (6) 2021年度における認定二次審査（筆記試験・面接試験）の準備・運営・事後評価
- (7) 2022年度における認定二次審査（筆記試験・面接試験）の準備
- (8) 専門医試験受験資格の検討
- (9) 専門医制度事業会計
- (10) subspecialty 領域学会との連携に関する継続協議

V. 国際及び各国産科婦人科学会その他内外関係学術団体との連絡及び提携

【国際渉外事業】

1. 一般目標

公益社団法人としての国際渉外の在り方を探り、さらなる国際交流を促進し、本会の国際的地位向上につとめる。

2. 行動目標

- (1) 本会の外交指針を作成する。
- (2) 国際交流、人的交流を促進する。
- (3) 国際貢献の在り方を検討する。
 - (イ) FIGO/AOFIGO を中心として行っている国際貢献事業への本会の貢献の仕方を検討する。
 - (ロ) 本会独自の国際貢献の在り方を模索する。
 - (ハ) 低医療資源国若手産婦人科医師育成支援事業を展開に向けた活動を行う（JICA 草の根支援事業によるカンボジア支援など）。-
- (4) 学術と診療の活性化に寄与する。
 - (イ) 国際交流を通して本会の事業ならびに本邦の学術と医療を活性化する。
 - (ロ) 先進諸国の産科婦人科学、産婦人科医療、サブスペシャリティ領域の情報を収集し、本邦の産婦人科学、産婦人科医療にフィードバックする。
- (5) 学術集会長裁量の渉外事業へアドバイスを行う。
- (6) 経済基盤を確立する。
- (7) 上記渉外諸事業の検討と円滑な運用のために渉外委員会を定期的に開催する。

【国内渉外事業】

日本産婦人科医会や産婦人科領域のサブスペシャリティ学会、関係学術団体、各種団体との連絡および連携のもと、本邦における学術から医療行政にわたる諸活動を推進、展開する。

VI. 日本学術会議・日本医学会・日本医師会その他諸官庁及び諸団体からの諮問に対する答申又はそれらへの建議

引き続き日本学術会議、日本医学会、日本医師会、その他諸官庁、諸団体からの諮問に速やかに応えるとともに、重要な事案については建議を行う。

【社会保険委員会】

社会保険関連では、引き続き医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬や診療報酬改訂の要望提出や新規保険収載、適応拡大、用法・用量の改定の要望を、外保連、内保連への参画と各関連学会との連携を通して行う。また戦略的に診療報酬改定要望を行うため、第 73 回学術講演会で婦人科腫瘍委員会との共同企画を行う。

VII. 産科婦人科の医療及び保健に関する社会一般への啓発並びに普及活動

本会の一般向けホームページの産婦人科疾患や妊娠の解説を更新継続するとともに、風しんやインフルエンザ、新型肺炎など社会が必要とする情報について適宜発信を行う。また、倫理問題

や産婦人科医療改革に関する公開フォーラム・シンポジウム、各都道府県での女性の疾患に関する公開講座等の開催することにより社会一般への啓発と普及活動を行う。

平成16年度から日本産婦人科医会との共催でスタートした女性の健康週間（3月1日～8日）は平成19年度より厚生労働省も主唱することとなり、国民運動として展開が広がっている。広報委員会では、令和3年度も女性の健康週間期間中に各種イベントを行うほか、市民等を対象とした啓発活動を展開するとともに、我が国における女性活躍のための健康推進の活性化を図る。さらに広報委員会では従来からの経常的事業に加え、ホームページおよび会員専用ページコンテンツ充実のための取り組みを行う。また妊婦さんに使いやすかつ正確な情報提供を進めるためのBabyプラススマートフォンアプリ版の普及促進を行う。

災害対策・復興委員会では、大規模災害対策情報システム（PEACE）の運用ならびに周知を行い、紹介動画などを作成して活用促進を図る。また災害時保健医療福祉活動情報支援システムとの連携などのシステムの改良、活用を行うとともに、アクションカード（初動マニュアル）等の周知を行う。

リプロダクティブ・ヘルス普及推進委員会では、会員への意識調査をもとに学会としての提言をまとめ、第73回学術講演会で「わが国におけるリプロダクティブヘルス普及上の諸課題」をテーマとした講演会を開催する。また行政や保険機関および各医療機関への啓発として、ポスター、パンフレットの作成を検討する。

子宮頸がん検診・HPVワクチン促進委員会では、行政・教育・メディア・医療の関係者が広く利用できる最新の子宮頸がん検診・HPVワクチンに関する啓発資材を開発し、それをを用いて行政への働きかけやメディアセミナーを実施する。さらに学校におけるがん予防教育の充実を要望していく。また子宮頸がん検診・HPVワクチンの普及手法開発のための調査研究を行う。

VIII. その他本会の目的を達成するために必要な事業

【運営委員会】

令和3年度も引き続き理事会からの諮問に応え、組織運営に関する企画調整を図り、有機的な建策、立案を行うものとする。本会常置事業である登録データベース事業（周産期・生殖・婦人科腫瘍）などの整備や、各種法令・指針への遵守状況の確認をはじめとして、本会を巡る環境変化や会員の要望などに対応した組織運営への提言や実効性ある施策の実施を行う。

【学術委員会】

令和3年度も引き続き理事会からの諮問に応え、本会の学術活動に関しての企画・調整並びに有機的な建策、立案を行う。定常業務として、学術講演会の事前・事後評価や学術奨励賞・優秀論文賞の選考等を行う。また、前年度に新設した健康・医療活動賞および教育奨励賞の選考と受賞者への褒賞を行う。

【教育委員会】

引き続き、専門医認定筆記試験問題作成、産婦人科専門医のための必修知識の作成・発刊、各種ガイドライン・指針などの頒布促進、産婦人科育成奨学金制度による若手海外派遣者の公募・選定などを行うとともに、専門医筆記試験に向けた例題と解説集2021の作成を行い、用語集・

用語解説集第5版作成を進める。また ICD-11 日本語版の和訳作業を行う。

【倫理委員会】

生殖補助医療（ART）や着床前診断（PGT）の実施施設ならびに症例および研究の審査・認可・実施報告の評価を行い、会員からの臨床研究申請に関する審査を行う。その他、倫理的問題が発生した場合の検討を行い、時間の経過とともに社会情勢が変遷する中でギャップが生じ始めていると考えられる見解内容の改定についても引き続き検討する。さらに PGT-M に関する倫理審議会の内容のまとめ、あるいは PGT-A 臨床研究のまとめなどの公表・出版を行うとともに PGT に関する見解、施行細則の改定を進める。また、ART 症例登録システムのオンライン登録効率アップのための改定を行う。

【理事会内委員会】

1. ガイドライン運営委員会は、産婦人科診療ガイドライン産科編、婦人科外来編 2023 の作成に着手する。
2. コンプライアンス委員会は、日本医学会の COI 管理ガイドラインを参照して改定した本会の利益相反に関する指針・細則に沿って運営を行い、社会の動きにあった COI 管理を進める。
3. サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会においては、産婦人科勤務医の労働環境改善に向けた継続的な取り組みに加え、産婦人科医療提供体制の実態調査を実施しアクションプラン等を作成する。また年 2 回の拡大委員会を開催する。さらに周産期の広場ホームページの改良を行い、情報発信する。
4. 産婦人科未来委員会では、サマースクール、初期研修医 2 年目に向けた POP2、スプリングフォーラムは開催予定であるが、コロナ禍の状況次第でオンライン開催の可能性がある。また第 73 回学術講演会での未来委員会企画や新規リクルート企画、委員会活動の論文化を行う。
5. 医療安全推進委員会では、産婦人科領域での医療安全推進に関わる事業や調査について、関連団体と連携しながら取り組む。医療安全調査機構のセンター調査に協力する。
6. 公益事業推進委員会では、引き続き本会への寄附を募るとともに、寄附者には感謝状を贈る。
7. 提供配偶子を用いる生殖医療に関する検討委員会および旧優生保護法検討委員会は、各々の検討課題について報告をまとめる。

以上